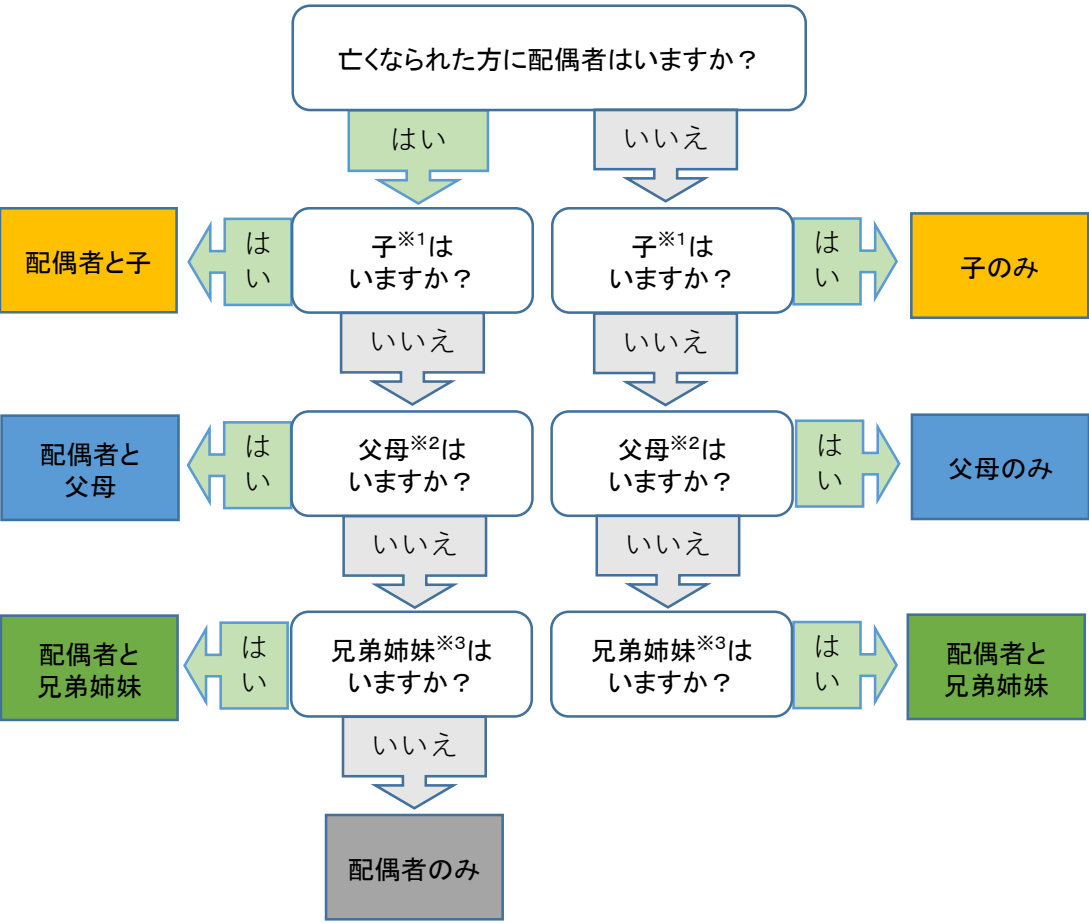


法定相続人確認表

法定相続人確認用 フローチャート



※1 「子」には実子に加え、胎児・養子を含みます。また、法定相続人である子が既に死亡している場合は、代わりに子の直系卑属（孫、曾孫等）が代襲相続人となります。
※2 「父母」が既に死亡している場合は、祖父母、曾祖父母という順でさかのぼって相続人となります。
※3 「兄弟姉妹」が既に死亡している場合は、代わりに甥・姪（に限る）が代襲相続人となります。

相続関係図

